

豊田市農業委員会議事録

令和7年3月27日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和7年3月農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第13号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第16号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第18号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第20号 農地利用最適化推進委員の辞任について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (16名)

2番	築山 正樹	3番	中川 豊	5番	深津 峰男
6番	近藤 和人	7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志
9番	梅村 逸次	10番	水嶋 広	11番	水野 省治
13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代	15番	加知 満
16番	伊藤 政和	17番	倉地 雅博	18番	林 如実
19番	杉田 雅子				

<欠席委員> (3名)

1番	鈴木喜一郎	4番	中根 敏明	12番	伊藤喜代司
----	-------	----	-------	-----	-------

<事務局説明員>

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	杉本 一浩
担当長	加藤 和紘	主査	井上 貴道	主査	神谷 一平
主査	大河原美世	主査	田渕 友規		

(開会 午後2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、1番 鈴木喜一郎委員、4番 中根敏明委員、12番 伊藤喜代司委員、以上3名です。委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

5番 深津峰男委員、6番 近藤和人委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第13号から第20号までの審議案件8件と、その他の報告案件4件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和7年議案第13号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第13号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

20番、高丘新町の件。

担当推進委員の近藤（光）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

21番、上原町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

22番、幸海町の件。

担当推進委員の梅森委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

23番 喜佐平町の件。

担当推進委員の池野委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第13号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 13 号は承認決定されました。

令和 7 年議案第 14 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局：令和 7 年議案第 14 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」。

立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

4 番、畝部西町の件。

駐車場です。第 3 種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第 3 種農地につき許可できる。に該当します。

本案件は始末書案件であり、令和 5 年 9 月から無許可で、事業用の駐車場として使用していたものを、今回の申請で是正するものです。

お願いします。

中川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、5 番、和会町の件。

ドッグサロン、喫茶店、ドックランです。第 1 種農地です。

判断基準は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地にかえて周辺の他の土地を供することにより、事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。

なお、本件につきましては担当の中根委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見をいただいておりますので、ご報告いたします。

続きまして、6 番、木瀬町の件。

自己用住宅です。第 2 種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

お願いします。

中島委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、7 番、高野町の件。

自己用住宅です。第 2 種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当しま

す。

お願いします。

倉地委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございます。なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第14号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第14号は適当である旨、承認されました。

令和7年議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

28番、千足町の件。

工場・駐車場です。第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設・公共施設または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の一団の農地内にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

なお、本件につきましては、担当の鈴木委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見をいただいておりますので、ご報告いたします。

続きまして、29番、志賀町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員：問題なしです。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、30番、畝部東町の件。

分家住宅です。甲種農地です。

判断基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適すると認められるものです。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置される、敷地面積500㎡以下の施設であり、申請地にかえて周辺の他の土地を供することにより、事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。

お願いします。

中川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、31番、大成町の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できる。に該当します。

なお、本件につきましては、担当の中根委員が欠席はご欠席ですが、事前に問題ない旨のご意見をいただいておりますので、ご報告いたします。

続きまして、32番、鴛鴨町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等から1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径にした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、33番、鴛鴨町の件。

駐車場です。第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等から1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径にした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、申請地にかえて周辺の他の土地を供することにより、事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。

お願いします。

深津委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、34番、宝町の件。

分家住宅です。第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地にかえて周辺の他の土地を供

することにより、事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できる。に該当します。

本案件は、現地確認により事前着手が判明しました。令和7年2月に排水管接続工事を行っていましたが、工事を止めさせ、始末書を提出させました。

続きまして、35番、若林町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できる。に該当します。

お願いします。

近藤委員：はい、2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、36番、上丘町の件。

流通業務施設・駐車場です。第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連担している区域に隣接する区域で、おおむね10ha未満の一団の農地内ある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、37番、大島町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できる。に該当します。

続きまして、38番、高岡町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できる。に該当します。

続きまして、39番、高丘新町の件。

工場です。第2種農地です。

判断基準は、相当数の街区を形成している区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、40番、西岡町の件。

駐車場です。第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等から1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

本案件は、始末書案件であり、令和6年12月より駐車場として使用していたものを今回の申請で是正するものです。

お願いします。

杉浦委員：5件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、41番、中根町の件。

住宅敷地増し(駐車場・花壇・庭・通路・物干し場)です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できる。に該当します。

本案件は、始末書案件であり、令和5年12月より住宅敷地として使用していたものを今回の申請で是正するものです。

続きまして、42番、中田町の件。

食肉加工工場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できる。に該当します。

お願いします。

石川委員：2件とも特に問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、43番、上原町の件。

グループホームです。第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガスのうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500m以内に2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できる。に該当します。

続きまして、44番、西広瀬町の件。

自己用住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できる。に該当します。

本案件は、現地確認により事前着手が判明しました。令和6年に住宅建築のための乗り入れの橋工事を行っていましたが、工事をやめさせ、始末書を提出させました。

続きまして、45番、御船町の件。

営農型太陽光発電施設です。一時転用です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可できる。に該当します。

お願いします。

梅村(逸) 委員：3件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、46番、石野町の件。

湛水池用地です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、47番、中金町の件。

住宅敷地増し(駐車場)です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

お願いします。

水野委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、48番、岩倉町の件。

資材置場です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成25年3月より資材置場として使用していたものを今回の申請で是正するものです。

お願いします。

伊藤委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、49番、藤岡飯野町の件。

店舗・駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、おおむね300m以内に支所がある区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できる。に該当します。

お願いします。

梅村(貢)委員：問題ありません。

事務局：続きまして、50番、乙ケ林町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、51番、上仁木町の件。

太陽光発電施設です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、52番、上仁木町の件。

太陽光発電施設です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

お願いします。

加知委員：3件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、53番、小田木町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

お願いします。

杉田委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第15号で上程されました26件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第15号は適当である旨、承認されました。

令和7年議案第16号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第16号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

3番、上原町の件。

変更内容は、事業者変更及び事業区域変更です。

本件は、平成24年3月16日付で第5条の転用許可を分家住宅で得ました。許可後、建築に関する許可(他法令)が下りるまでに長時間かかったため、建築ができないと判断して、別の場所で住宅を建築しました。そのため、当該地での住宅建築の必要性がなくなり、今回事業者変更及び事業区域変更を内容とした事業計画変更承認願が提出されたものになります。

なお、事業者及び事業区域が変更となるため、同時に転用許可申請がされております。

続きまして、4番、御船町の件。

変更内容は事業者変更及び期間変更です。

本件は、令和4年6月1日付で第5条の一時転用許可を営農型太陽光発電施設で得ました。今回、営農者と発電事業者を同一にして事業効率化を図る必要が生じたため、今回発電事業者を三河商事株式会社からMIKAWA農園株式会社に変更する事業者変更及び期間変更を内容とした事業計画変更承認願が提出されたものになります。

なお、事業者及び期間が変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。

お願いします。

梅村(逸)委員：2件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第16号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第16号は適当である旨、承認されました。
令和7年議案第17号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第17号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

1番、西岡町の件。

主たる従事者の故障のためです。担当推進委員の近藤(光)委員からは証明について、問題ない旨ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第17号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。

挙手多数と認めます。

よって、議案第17号は承認決定されました。

令和7年議案第18号「農業振興地域整備計画の変更について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：令和7年議案第18号「農業振興地域整備計画の変更について」

13ページをご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

1番、千足町の件。

駐車場(電気通信設備工事業)です。

なお、本件につきましては担当の鈴木委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見をいただいておりますので、ご報告いたします。

続きまして、2番、配津町の件。

分家住宅です。

ご意見をお願いします。

中川委員：問題ございません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、3番、宝町の件。

分家住宅です。

ご意見をお願いします。

近藤委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、4番、中根町の件。

事務所及び資材置場です。

続きまして、5番、駒新町の件です。

分家住宅です。

ご意見をお願いします。

石川委員：特に2件とも問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、6番、上原町の件。

店舗(マクドナルド)です。

ご意見をお願いします。

梅村(逸)委員：異議はありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、7番、東保見町の件。

既存住宅の敷地増しです。

ご意見をお願いします。

水嶋委員：問題ございません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、8番、勘八町の件。

自己用住宅(開発審査会基準18号)です。

ご意見をお願いします。

水野委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、9番、市場町の件。

自己用住宅(都市計画区域外)です。

ご意見をお願いします。

加知委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、10番、和会町の件。

農振農用地編入案件です。

なお、本件につきましては担当の中根委員はご欠席ですが、事前に農業委員会事務局に問題ない旨の連絡があったことを聞いております。

続きまして、11番、野見町の都市計画道路高橋細谷線四車線化事業から、13番、九久平町の市道駒場線ほか1号線道路改良事業までは、農振法第10

条第4項該当案件になります。

これらの案件は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の「公共性が高いと認められる事業に係る施設」に該当するため、皆さんに協議していただく必要はございませんが、農業振興地域整備計画の変更内容の一部でありますので、農業委員会に報告させていただきます。

以上です。

議 長：農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第18号で上程されました13件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第18号は承認決定されました。

令和7年議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回、審議いただくのは、利用権設定のうち、令和7年4月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。17-1ページ、別紙議案第19号資料①は利用権の総括表になります。次のページ、17-2～17-4ページは、議案第19号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。ここでは、17-1ページ、別紙議案第19号資料①の総括表でご説明させていただきます。

3総括表の左に書かれているものが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和7年4月1日ですが、貸借の終わりはそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、226筆、24万2,553㎡の利用権を設定するものです。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見をお伺いします。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第19号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第19号は承認決定されました。
令和7年議案第20号「農地利用最適化推進委員の辞任について」。
事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第20号「農地利用最適化推進委員の辞任について」。
農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の辞任について、別紙のとおり決定する。
資料18-1ページをご覧ください。本議案を提出するのは、記載のとおり高岡地区の近藤守久推進委員が、健康上の理由により継続的に最適化活動を行うことが困難であるとの本人からの申出があったためです。
なお、辞任日につきましては、令和7年3月31日でございます。
説明は以上です。
以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第20号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第20号は「承認決定」されました。
報告案件について事務局より説明をお願いします。

事務局：議案19ページ、19-1、19-2ページをご覧ください。
報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。
こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。
続きまして、議案20ページをご覧ください。
報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」。

25番、竹町の案件から22ページをご覧ください。

35番、平井町の案件までの11件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案23ページをご覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」。

3番、竹元町の駐車場の案件から、5番、上野町の共同住宅の案件までの3件について、いずれも市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案24ページをご覧ください。

報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」。

20番、若林西町の分譲宅地の案件から、27ページをご覧ください。

33番、朝日ヶ丘の分譲宅地の案件までの14件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時35分)